瑞宝小綬章を授ける
上田　一人

瑞宝小綬章を授ける
市川　政春　岡村　榮作
中村　忠平　原田　雅登

瑞宝双光章を授ける（各通）
杉尾　忍　宮内　侃治　八槻　勝昭

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月六日）
石井　成明

瑞宝小綬章を授ける
（二等陸佐）
小越　忠平　鈴木　吉郎
新渡戸常晴　中山　昌是
宮川　貞夫　柵木　智

瑞宝双光章を授ける（各通）
宇鉄喜之助　黒澤　一布
野崎　豊　埜澄　賢一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月七日）
本吉　忠

瑞宝小綬章を授ける
加藤　種一　志賀　恵治
土肥　茂喜　松下　俊文

瑞宝双光章を授ける（各通）
秋井　政宏　小林　榮二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月八日）
坂本　進

（東京工業大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
三崎陽太郎

大和田徳芳
門野　敏行

（岡山県警部）
齋藤　良夫　志水　芳信
林　敏也　福西　至美

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月九日）
（東京農工大学名誉教授）
野々村　豊

瑞宝中綬章を授ける
天沼　孝平　池口　誠伸
大久保信昭　河合　輝夫
春木　光陽　深澤　豪
矢野　春男

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月十日）
有吉　弘

瑞宝双光章を授ける
鎌田　忠男

瑞宝単光章を授ける（以上二月十一日）
加藤　和彦　塚本　隆一

瑞宝双光章を授ける（各通）（二月十二日）
富石密太郎

木杯一組台付を授ける（二月七日）
塚本　正　犬塚　章
福西　至美　新名　馨
志賀　恵治　森　利治
松下　俊文

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、三月十一日午後二時二十二分御出門、東日本大震災一周年追悼式並御臨席のため、国立劇場（千代田区）へ行幸啓、同二時七分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、三月十日午後一時五十八分御出門、「東日本大震災復興支援チャリティコンサート　クラシックガイドVol.2」を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行啓、同四時五十五分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

宮川水系勢田川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した船舶（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月14日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶1隻

2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

(1)　保管した物件の放置されていた場所　三重県伊勢市一色町地内　宮川水系勢田川

(2)　当該物件を除却した日　平成24年2月14日

3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該物件の保管を始めた日　平成24年2月14日

(2)　保管の場所　三重県伊勢市下野町（三重県港湾施設神社物揚場内）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県津市広明町297　国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所　河川占用調整課　電話059―229―2218

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、KDDI労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成24年3月16日以降、同組合の組合員が従事するKDDI株式会社の全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月14日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、KDDI労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成24年3月16日以降、同組合の組合員が従事する株式会社KDDIテクニカルエンジニアリングサービスの全職場（北海道、宮城県、栃木県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年3月14日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係事業主を代表する者井口民男の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年3月14日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年3月26日

4　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の成果の認証の公告

東京都が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十四年二月二十四日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年三月十四日

国土交通大臣　前田　武志

東京都小笠原村（父島字扇浦及び吹上谷の各一部）の地籍図及び地籍簿

大阪府門真市松葉町及び中町の各一部地区の地籍簿及び地籍図

大阪府枚方市東香里南町の一部地区の地籍簿及び地籍図

兵庫県佐用町（平松の一部①）の地籍図及び地籍簿